

地 域 再 生 計 画

1 地域再生計画の名称

綾部市「住んでよかった…ゆったりやすらぎの田園都市・綾部」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

綾部市

3 地域再生計画の区域

綾部市の全域

4 地域再生計画の目標

綾部市は、東経 135 度 16 分、北緯 35 度 18 分に位置し、京都府のほぼ中央部にあたり、京都市から北西に約 76 k m 地点にある。人口は 35,472 人(平成 26 年 9 月現在)、面積 347.11km²で、市内には市街地を貫通して日本海に注ぐ由良川をはじめ、その支流である上林川・八田川・犀川や舞鶴市の市街地を通り、日本海に流れ込んでいる伊佐津川等があり、京阪神からの太公望でにぎわう多くの清流が流れている山紫水明の地である。

特に由良川は、『サケの遡上する南限の大河』としても知られているとともに、天然鮎が遡上する 100 名川の 1 つにも数えられている。

それらの河川は表面的には比較的正常な水質が維持されているが近年、環境・生活排水による水質汚濁の問題や、飲み水として使われる水源の汚染問題に対する関心が非常に高く、水洗化整備等への期待が高くなってきた。そのような中、ふるさとの美しい自然や川を後世に引き継ぎたいと願う市民運動が活発となり、「上林川を美しくする会」・「あやべ山家観光やな保存会」等の結成、さらには「ほたるまつり」や「川まつり」などのイベントが各地域で実施されるなど、以前のような清らかなふるさとの川の再生のため、多くの活動が行われている。

綾部市では、この市民の願いや活動と連携し、遅れている水洗化のスピードアップを目的に、平成 15 年度に『新綾部市水洗化総合計画』を策定し、『京都府水洗化総合計画』との整合を図りながら、汚水処理施設の整備を推進している。

地域再生計画の認定を平成 18 年度から平成 22 年度まで、さらに平成 23 年度から平成 26 年度まで受け、汚水処理施設整備交付金の活用により公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽設置整備事業の効率的な整備を進めており、計画目標の平成 26 年度末汚水処理人口普及率 67% を達成している。

しかしながら、汚水処理事業の着手が遅かったことに加え、広大な行政区域を有していること、さらには近年の極めて厳しい財政状況により、依然として

京都府下の市町村の中では極めて低い状況である。

(平成25年度末京都府の汚水処理人口普及率96.8%)

今後も汚水処理施設の整備促進を図るためにも、『住んでよかった…ゆったりやすらぎの田園都市・綾部』の再生を合言葉に、引き続き汚水処理施設整備交付金を活用し、関連事業と連携を取りながら、汚水処理施設整備を一層促進するとともに、市民の快適な暮らしの確保をはじめ、公共用水域の水質保全や若者の定着に向けたまちづくり、さらには、近年活発な動きがある都市との交流を深め、『美しい自然豊かなまち綾部』を愛する多くの市民や都市住民と連携し、市内全域の活性化を図ることにより、地域の再生を目指す。

(目標1) 汚水処理施設の整備促進

(汚水処理人口普及率：平成25年度末71.4%

→平成29年度末76.0%→平成31年度末81.0%に向上)

(目標2) 美しい自然や川を後世に引き継ぐ

(現在環境基準のA類型である由良川、上林川の水質について、A類型を維持する。)

(目標3) 定住の促進

(人口減少が課題となる本市では、あやべ定住サポート総合窓口を開設し、年間15世帯を目標に空き家を有効活用して定住誘導)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本市の下水道事業は、新綾部市水洗化総合計画に基づき、公共下水道事業、農業集落排水事業(平成26年度事業完了)などの集合処理と集合処理計画区域以外の地域においては、特定地域生活排水処理事業である合併処理浄化槽の個別処理により整備を進めている。

公共下水道は2処理区で整備しており、綾部処理区は主として市街地の整備を目的として平成元年に着手し、綾部浄化センターを平成6年度末に供用開始し、現在全体計画区域819haのうち、平成30年度までに457haを整備予定である。なお、平成25年度末の普及率は当処理区全体の63.1%と低く、上流域の大半が未整備区域である。

綾部第2処理区については、市営住宅・工業団地開発に併せ、平成9年度に事業着手し、平成12年度に供用開始を行い整備も完了している。

本市の浄化槽事業については、個人設置型と市町村設置型の事業に取り組んでおり、集合処理が非効率となる地域において、生活排水を効率よく処理し、地域の生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図ることを目的として整備を行っており、計画的かつ効率的な汚水処理事業の促進を図るものである。

また、一般住宅等個人で設置された浄化槽について無償での寄付を受け維

持管理を市で行う事業を実施している。

また、水洗化に伴う排水設備工事時の一時的な費用負担を軽減することを目的に、資金の融資あっせんを行っており、水洗化人口の普及促進を図っている。

さらに、市民と事業者と行政が協働した組織として、上林川を美しくする会が草刈りや水質調査等を実施している。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

汚水処理施設整備交付金【A3002】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを完了している。

- ・公共下水道……平成24年8月に事業計画（変更）

[事業主体]

- ・いずれも綾部市

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型、市町村設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 綾部市綾部処理区の一部
- ・浄化槽（個人設置型） 綾部市の全域（ただし、公共下水道事業認可区域及び農業集落排水事業採択地区を除く。）
- ・浄化槽（市町村設置型） 綾部市の全域（ただし、公共下水道、農業集落排水事業の整備区域）及び浄化槽（個人設置型）を除く。

[事業期間]

- ・公共下水道 平成27年度～31年度
- ・浄化槽（個人設置型）（綾部地区） 平成27年度～31年度
- （市町村設置型） 平成28年度～31年度

[整備量]

- ・公共下水道 $\phi 300$ mm以下、L = 15, 200 m
- ・浄化槽（個人設置型） 40基
- （市町村設置型） 110基

なお、各施設による新規の処理人口は下記のとおり。

- 公共下水道 3,040人

浄化槽（個人設置型）	110人
（市町村設置型）	300人

[事業費]

・公共下水道	事業費	1,204,000千円
	（うち、交付金）	602,000千円）
・浄化槽（個人設置型）	事業費	17,640千円
	（うち、交付金）	5,880千円）
（市町村設置型）	事業費	121,440千円
	（うち、交付金）	40,480千円）
合計	事業費	1,343,080千円
	（うち、交付金）	648,360千円）

5-4 その他の事業

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 排水設備等資金の融資あっせん制度（事業主体：綾部市）

内 容 排水設備工事時の一時的な費用負担を軽減することを目的に、排水設備を設置し、若しくは尿浄化槽を撤去し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、資金の融資をあっせんすることにより、水洗化人口の普及促進を図っている。

実施期間：平成27年度～平成31年度

(2) 既設合併処理浄化槽の寄付制度（事業主体：綾部市）

内 容 一般住宅及び公民館等の公的施設に設置されている合併処理浄化槽を個人及び自治会等から無償で寄付を受け、維持管理を市で行う事業を実施している。

実施期間：平成27年度～平成31年度

(3) 上林川を美しくする会事業（事業主体：上林川を美しくする会）

内 容 上林川の清流をよみがえらせ、すばらしい環境を次代に引き継ぐために、平成13年7月に市民と事業者と行政が協働した

「上林川を美しくする会」が発足した。

同会では、毎年7月に約50人により葦刈りを実施するとともに、上林川の水質調査を年6回（9ポイント）実施しており、年2回の会報にその結果を掲載し河川景観の保全や川を美しくする意識の高揚のための活動に取り組む。

実施期間：平成27年度～平成31年度

(4) 定住の促進（事業主体：綾部市）

内 容 人口減少が全国的な課題となる今日、本市では、あやべ定住サポート総合窓口を開設し、農村地域に存在する空き家を有効活用した定住誘導を展開している。

実施期間：平成27年度～平成31年度

5-5 計画期間

平成27年度～平成31年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

計画期間の中間年度及び計画終了後に、綾部市において、4に示す数値目標に照らし状況を調査し評価を行う。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成25年度末	平成29年度末	平成31年度末
目標1 汚水処理人口普及率	71.4%	76.0%	81.0%
目標2 由良川、上林川水質維持	A類型	A類型	A類型
目標3 定住人口の増	19世帯/年間	15世帯/年間	15世帯/年間

(指標とする数値の収集方法)

汚水処理人口普及率は綾部市の毎年のデータより算出。

由良川、上林川水質は綾部市の水質調査結果により確認。

定住世帯数はあやべ定住サポート総合窓口の毎年の公表データ。

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標の達成状況始め中間評価及び事後評価の内容を、インターネット（綾部市下水道課のホームページ）により公表する。

6-4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし